

質問事項及び回答

<大野第5駐輪場駐輪場民営化運営事業者の募集>

市川市交通計画課

No.	質問内容	回答
1	現状は定期利用のみの運用ですが、時間貸しのみの運用でもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。1回利用のみ・時間貸しのみ・定期利用のみの運用やそれらを組合せた運用を民営事業者で行っていただけます。
2	駐輪ラック等を設置する場合、コンクリート打設を行ってもよろしいでしょうか。また、その場合、契約満了時に原状復旧する必要がありますか。	土間工事に関連して適切な手続きに従いコンクリート打設を行っていただくことは可能でございます。 また、用地貸付契約満了時には、原状回復いただき、返還いただくことを原則として想定しておりますが、原状回復が適当ではない場合などは別途、考慮する予定となります。 用地貸付契約書締結の際、具体的な記載内容を取交わします。
3	キャッシュレス決済を可能な範囲で導入することとありますが、交通系 IC カードの他、QRコード決済、クレジットカード決済も必要でしょうか。	キャッシュレス決済については駐輪場という性質を踏まえて提案をいただくことを想定しております。そのため、交通系 IC カードをはじめとした決済種類についての必須事項はございません。
4	当該駐輪場の現時点での契約台数をお教えいただけますか。	令和5年10月時点で大野第5駐輪場（定期専用として運用）の契約台数は使用時間帯での調整を踏まえ、約160台程度となっております。
5	現在契約している方を引き続きご紹介していただけますか。	今回の公募は業務委託契約ではなく、提案を受け、市から選定された民間事業者により用地貸付を行い、民営の駐輪場として経営を行っていただく趣旨となります。そのため、紹介はいたしません。
6	雨風をしのげる程度の小屋の設置を行ってもいいですか。	関係法令に基づき、手続きを行っていただければ可能でございます。

7	<p>現在、市川市との契約方法を参考までに教えていただきたい。</p>	<p>現在、大野第5駐輪場は市川市の市営駐輪場として駐輪場管理業務の委託契約等により運営しております。</p> <p>今回の公募は提案を受け、市から選定された民間事業者により用地貸付を行い、民営駐輪場として経営を行っていただく趣旨となります。</p>
8	<p>現在、応募申請して抽選において使用者を決めているかと思いますが、どのくらいの期間で使用開始しておりますか。</p>	<p>新年度開始の方では例年定期使用の方向けに11月上旬から12月上旬の約1ヶ月間で申請を受付、使用許可された方は原則4月から使用開始となります。</p>
9	<p>市川市より土地の賃料以外のご請求はありますか。</p>	<p>市川市としての請求に関しては用地の貸付に伴う用地貸付料のみとなります。</p>